



平成 25 年 10 月 9 日
内閣府（防災担当）

平成 25 年台風第 24 号に係る
災害救助法の適用について
【第1報】

1. 災害の概要

平成 25 年台風第 24 号の被害により、鹿児島県大島郡与論町において住家に多数の被害が生じたため、鹿児島県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【鹿児島県】 大島郡与論町（おおしまぐんよろんちょう）	10 月 7 日				62	115			545	

注 上記の数値は平成 25 年 10 月 9 日（水）16 時現在の県からの報告による。

同数値は、今後の調査によって変動することがある。

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

熊野、寺島、大橋

TEL 03-5253-2111（内線51812）

03-3501-5191（直通）